

小野町での新婚生活

応援します

申請期限
令和7年
3月31日
まで

★事業の目的

この事業は、結婚に伴う夫婦の新生活の経済的な負担軽減を図るとともに、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新婚世帯に対し、住居費と引越費用の補助を行うものです。

★対象となる世帯

令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された新婚世帯のうち、次のすべてに該当する世帯が対象となります。

- ① 申請時に夫婦の双方または一方が町内に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住所の所在地であること。
- ② 対象となる住居が小野町にあること。
- ③ 申請年度から起算して、3年以上継続して小野町に定住する意思があること。
- ④ 婚姻日に夫婦ともに年齢が39歳以下であること。
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- ⑥ 過去にこの補助を受けたことがないこと（他の自治体の補助も含む）。
- ⑦ 町税等を滞納していないこと。
- ⑧ 暴力団員または暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

★対象となる費用

婚姻に伴う住宅取得、住宅リフォーム・住宅賃貸借、引越に要した費用
（令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った費用のみ該当となります）

※詳しくは、チラシ裏面の『対象要件確認のフローチャート』をご覧ください。

★補助金額

対象となる費用の実支出額（1,000円未満は切捨て）

- * 令和6年度の夫婦の合計所得が500万円未満 … 限度額60万円
- * 令和6年度の夫婦の合計所得が500万円以上 … 限度額30万円

★お問い合わせ先

小野町役場企画政策課

（〒963-3492 小野町大字小野新町字館廻92番地） ☎0247-72-6939

《 対象要件確認のフローチャート 》

令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された

No

補助
対象
外

Yes

以下のすべての要件に該当している

【対象者要件】

- ☐ 申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が小野町にあり、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地である
- ☐ 対象となる住居が小野町にある
- ☐ 申請年度から起算して3年以上継続して、小野町に定住意思がある
- ☐ 婚姻日において夫婦ともに年齢が39歳以下である
- ☐ 他の公的制度による家賃補助等を受けていない
- ☐ 過去にこの事業による補助を受けていない(他の自治体の補助含む)
- ☐ 暴力団員または暴力団員と密接な関係を持つ者でない

No

Yes

令和6年度(令和5年分)の夫婦の
所得合計額が500万円未満

No

【貸与型奨学金を返済している場合】
令和6年度の夫婦の合計所得額から年間
返済額を控除した金額が500万円未満

Yes

Yes

No

結婚を機に要した以下の費用のうち、
令和6年4月1日から令和7年3月31日の間
に支払った費用がある。

区分	対象経費	対象外経費
住宅取得費用	新築・購入費	住宅ローン手数料土地購入代 等
住宅リフォーム費用	修繕、増築、改築、設備更新 等	外構工事費用、家電購入・設置費用 等
住宅賃貸借費用	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	駐車場代、鍵交換代、更新手数料 等
引越費用	引越業者または運送業者へ支払った費用	不用品の処分費用、レンタカー代 等

結婚を機に要した以下の費用のうち、
令和6年4月1日から令和7年3月31日の間
に支払った費用がある。

区分	対象経費	対象外経費
住宅取得費用	新築・購入費	住宅ローン手数料土地購入代 等
住宅リフォーム費用	修繕、増築、改築、設備更新 等	外構工事費用、家電購入・設置費用 等
住宅賃貸借費用	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	駐車場代、鍵交換代、更新手数料 等
引越費用	引越業者または運送業者へ支払った費用	不用品の処分費用、レンタカー代 等

1

【補助金上限額】
60万円

2

【補助金上限額】
30万円

《 申請手続きの流れ 》

★補助金の申請を希望される方へ

補助金の申請を希望される方は、事前に企画政策課までご相談ください。また、小野町公式ウェブサイト(右記のQRコードからアクセスできます)にも事業内容を掲載していますのでご覧ください。

なお、補助金の申請時に、アンケート調査にご協力いただく場合がありますのでご了承ください。



STEP1 交付申請 【申請者】

STEP1 交付申請書の提出【申請者】

『令和7年3月31日まで』に以下の書類をご準備のうえ、企画政策課までご提出ください。

<全員が提出する書類>

- ☐ 交付申請書
- ☐ 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- ☐ 夫婦の住所が記載された世帯全員の住民票
- ☐ 夫婦の令和6年度所得証明書(令和5年分)

<該当者のみ提出する書類>

- 【貸与型奨学金を返済中の場合】
- ☐ 貸与型奨学金の返済額を確認できる書類

<住宅取得・住宅リフォームの場合>

- ☐ 住宅売買契約書、工事請負契約書の写し
- ☐ 住宅リフォーム工事請負契約書、請書の写し
- ☐ 住宅取得費用またはリフォーム費用が確認できる書類の写し

<住宅賃貸の場合>

- ☐ 住宅賃貸借契約書の写し
- ☐ 住宅の賃貸費用が確認できる書類の写し
- ☐ 住宅手当支給証明書

<引越の場合>

- ☐ 引越費用が確認できる書類の写し

STEP2 書類審査 交付決定 【町】

STEP2 交付申請書類等の審査・交付決定通知の送付【町】

STEP1の交付申請書類及び添付書類の内容を町で審査し、審査結果について申請者へ決定通知を送付します。

STEP3 変更申請 【申請者】

STEP3 変更交付申請書の提出【申請者】

STEP1において申請した内容に変更がある場合は、『変更交付申請書』に『変更箇所の内容が分かる書類』を添付して企画政策課へご提出ください。

※申請内容に変更がない方 ⇒ STEP5へお進みください

STEP4 書類審査 交付決定 【町】

STEP4 変更交付申請書類等の審査・変更交付決定通知の送付【町】

STEP3の変更交付申請書類及び添付書類の内容を町で審査し、審査結果について申請者へ決定通知を送付します。

STEP5 請求 【申請者】

STEP5 交付請求書の提出【申請者】

STEP2(変更交付申請した方はSTEP4)の交付決定通知後、『交付請求書』と『口座番号が分かる書類(通帳等)の写し』を企画政策課へご提出ください。

STEP6 補助金 支払 【町】

STEP6 補助金の支払い【町】

STEP5の交付請求書の受付後、申請者が指定した口座へ補助金を振り込みます。